無防備宣言の条例制定を否決し、国民が安心して生活できる社会をつくることを求める請願署名

2005 年　　月　　日

荒川区議会　　殿　　荒川区長　　殿
東京都議会　　殿　　東京都知事　　殿
衆議院議員　　殿　　参議院議員　　殿
内閣総理大臣　殿

[請願趣旨]

第五十九条　無防備地区　（ジュネーブ条約）

1　紛争当事者が無防備地区を攻撃することは、手段のいかんを問わず、禁止する。
2　紛争当事者の適当な当局は、軍隊が接触している地帯の付近又は
その中にある居住地区であって敵対する紛争当事者による
占領に対して開放されるものを、無防備地区として宣言することができる。

上記のジュネーブ条約に基づく無防備地区宣言は、戦時下かつ敵軍と隣接していなければ行うことのできない宣言であり、国際法上成立することのない無効な「無防備地区宣言」を条例として制定することは無意味です。

また、条例で制定することによって効力のない宣言の履行を強い、有事の際の自衛権さえ剥奪しようというこの宣言は国民の生命や権利を脅かすものであり、これを制定することは国家・地方自治体による国民の安全と権利を守る努力をする義務を放棄する無責任な行為です。

更に、「無防備地区宣言」が条例として制定されることにより、有事に際しては制定区と他地区による差別化が行われ、制定区内の国民が殺傷される場合にも自衛することができず、他地区の国民が殺傷される場合にも制定区内の国民は他地区の国民を見殺しにする旨を事前に宣言することと同意義であり、到底許されるものではありません。

国民が安心して生活できるよう、下記の事項を請願します。

[請願項目]

国民が地区を差別化することなく安心して生活し、有事の際にも自衛権を剥奪されない事を確認し、「無防備地区宣言」が条例として制定されることを否認すること。

氏名	
住所	